○**文部科学省告示第百十五号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第二項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財を統合し、同表の中欄に掲げる有形文化財を追加して、同表の下欄のように国宝に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年九月十五日

文部科学大臣　林　芳正

（古文書の部）

上欄		中欄	下欄		
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所	
平城宮跡大膳職推定地出土木簡　三十九点	平成十五年文部科学省告示第百四号	平城宮跡出土木簡　三百九点	平城宮跡出土木簡　三千百八十四点	独立行政法人国立文化財機構（奈良文化財研究所保管）	東京都台東区上野公園一三―九
平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡　千七百八十五点	平成十九年文部科学省告示第九十七号				
平城宮跡内膳司推定地出土木簡　四百八十三点	平成二十二年文部科学省告示第百一号				
平城宮跡造酒司出土木簡　五百六十八点	平成二十七年文部科学省告示第百四十号				

○**文部科学省告示第百十六号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された物件を同表の下欄のように重要文化財に指定したので、文化財保護法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

なお、同物件が重要文化財に指定されたことにより、当該物件に係る旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律第二条第一項の規定による認定は取り消す。

平成二十九年九月十五日

文部科学大臣　林　芳正

（書跡・典籍の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
紙本墨書萬葉集（神田本）　二十冊	昭和九年文部省告示第三百五号	万葉集（紀州本）　二十帖	公益財団法人後藤報恩会（昭和美術館保管）	愛知県名古屋市昭和区汐見町四―一

○**文部科学省告示第百十七号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十九年九月十五日

文部科学大臣　林　芳正

（絵画の部）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
紙本墨画鳥獣人物戯画甲巻断簡　一幅	独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
紙本金地著色松図六曲屏風　一隻	独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
土佐光起の紙中極に土佐光信筆とある絹本著色一休宗純像　一幅	独立行政法人国立文化財機構（奈良国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九
文安四年十二月の自賛がある		